

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	県道ときがわ坂戸線
供用開始の区間	比企郡ときがわ町大字玉川字平松下中道 二八八番一地从先から同郡同町大字玉川 字沓形三二六四番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十七年四月七日
備考	延長十二・七五メートル